

厚生労働大臣が定める調剤報酬に基づき保険調剤を行っています

- ・当薬局は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし、四国厚生支局に届け出を行い、特掲診療料を算定しています。
- ・また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画等に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。
- ・非常時対応のための連携体制を整えており、四国厚生支局に届出を行っております。



特掲診療料の施設基準・薬学管理料

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・調剤基本料 1 | ・在宅薬学総合体制加算1 |
| ・地域支援体制加算2 | ・医療情報取得加算 |
| ・連携強化加算 | ・かかりつけ薬剤師指導料及び |
| ・後発医薬品調剤体制加算1 | かかりつけ薬剤師包括管理料 |
| ・医療 DX 推進体制整備加算 | ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 |

明細書発行について

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください。

※患者様の個人情報、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。



調剤管理料に関する揭示

□処方された薬剤について、患者さん又はそのご家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行っております。

□保険薬剤師が、患者又はその家族等から収集した当該患者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画（（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第135号）第2条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）に基づき製造販売業者が策定した医薬品に限る。）、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬学的分析及び評価を行った上で、患者ごとに薬剤服用歴への記録その他必要な薬学的管理を行っております。



服薬管理指導料に関する揭示

□患者さんごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書又はこれに準ずるもの（以下この表において「薬剤情報提供文書」という。）により患者に提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行っております。

□処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、薬学的知見に基づき説明を行っています。

□手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載します。

□これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認に基づき、必要な指導を行っております。

□処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導等を実施しております。

□患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。



明細書発行について



当薬局では、

医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

※明細書には薬剤の名称や行った薬学指導等の名称が記載されます。

明細書の交付をご希望をされない場合は、事前にお申し出ください。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。



KURISU
PROJECT
高知 クリスプロジェクト
神保町 4-1-1

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、閲覧し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



※医療情報取得加算
※医療 DX 推進体制整備加算



評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する掲示

当薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関し、
第四条第二項の規定による支払を受けようとする場合、当該療養を行うに当たり、
その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、
あらかじめ、患者さんに対しその内容及び費用に関して説明を行い、
その同意を得なければならない。

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）第四条の三

保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関して第四条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

3 保険薬局は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

後発医薬品のある先発医薬品（＝長期収載品） の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。



後発医薬品のある先発医薬品（＝長期収載品） の選定療養費＝特別の料金について

特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、
通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。



長期収載品の保険給付

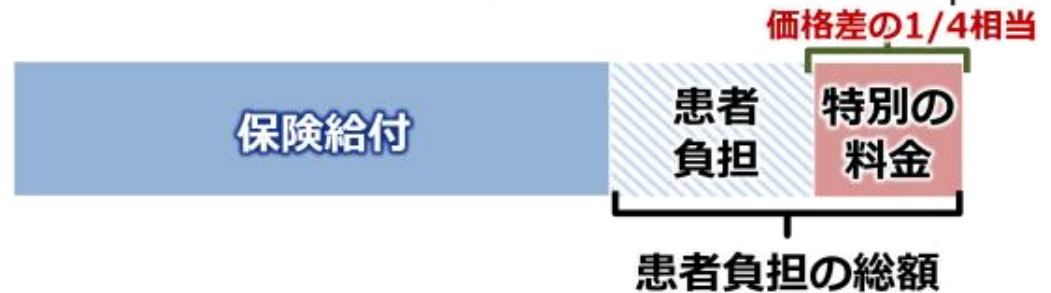
先発医薬品
※令和6年10月以降、
医療上の必要性がある場合



後発医薬品



先発医薬品
※令和6年10月以降、
患者が希望する場合



当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

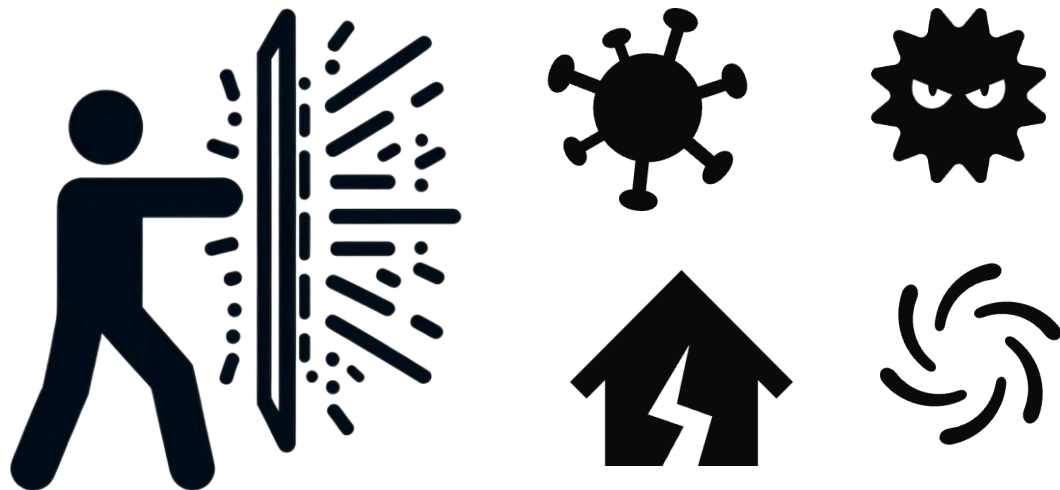
ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし、四国厚生支局へ届出をして、後発医薬品体制加算を算定しています。



感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

KURISU
PROJECT

高知 クリスプロジェクト
病院薬局 デイリー薬局

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



- ・水剤容器 40円／1本
- ・軟膏容器 30円／1個
- ・点鼻瓶 20円／1本

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、
一定の条件を満たす長期収載品
（特許期間を終了した医薬品）希望の場合

従来の自己負担に加えて、
「選定療養費」として自己負担が必要となります。

レジ袋 有料化



5円／1回

領収書の再発行

原則、領収書の再発行はできません。

年間の支払い証明書等が必要な方は、**手数料として550円 頂くことと**、
確認してお渡しするまでにお時間がかかることを予めご承知おきください。